（操作講習の講習事項） **第６条**　法第５条の５第１項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第28条第２項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装塡及び抜出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。 ［(1)～(5)　略］ ［２・３　略］ （散弾銃射撃講習の講習事項） **第７条**　技能講習のうち、令第28条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。 ［２～６　略］ （ライフル銃等射撃講習の講習事項） **第８条**　技能講習のうち、令第28条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち１以上の射撃姿勢により行うものとする。 ［(1)～(4)　略］ ［２～４　略］ （技能講習の修了認定） **第11条**　令第29条による認定は、令第28条第２項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項について第６条から第９条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した者に対して行うものとする。 （考査の合格基準等） **第12条**　第１条の規定は、令第33条第３項に規定する基準について準用する。 ２　第２条から第５条までの規定は、令第33条第３項の規定による考査について準用する。この場合において、第５条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第９条の４第１項第２号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。 ３　［略］	（操作講習の講習事項） **第６条**　法第５条の５第１項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第21条第２項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装塡及び抜出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。 ［(1)～(5)　同左］ ［２・３　同左］ （散弾銃射撃講習の講習事項） **第７条**　技能講習のうち、令第21条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。 ［２～６　同左］ （ライフル銃等射撃講習の講習事項） **第８条**　技能講習のうち、令第21条第２項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち１以上の射撃姿勢により行うものとする。 ［(1)～(4)　同左］ ［２～４　同左］ （技能講習の修了認定） **第11条**　令第22条による認定は、令第21条第２項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項について第６条から第９条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した者に対して行うものとする。 （考査の合格基準等） **第12条**　第１条の規定は、令第26条第３項に規定する基準について準用する。 ２　第２条から第５条までの規定は、令第26条第３項の規定による考査について準用する。この場合において、第５条中「都道府県公安委員会」とあるのは、「法第９条の４第１項第２号の教習射撃指導員」と読み替えるものとする。 ３　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第二条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～三十　同上］